

(仮称) 令和 9 年に開催される国際園芸博覧会の準備及び開催時における 小型無人機等の飛行の禁止に関する条例案 概要

1 条例制定の趣旨

令和 9 年 3 月から 9 月にかけて横浜市の旧上瀬谷通信施設において開催される GREEN×EXPO 2027 (2027 年国際園芸博覧会。以下、「GREEN×EXPO」という。) は、国内外から多くの来場者が見込まれる国際的な博覧会です。

近年、小型無人機等(ドローン等)は様々な分野で活用されていますが、一方で、大規模イベントでは不適切な飛行による事故や催事運営への支障などが懸念されており、安全対策が重要となります。GREEN×EXPO の円滑な準備及び運営を確保するためには、会場等において適切な警備を実施できる環境を整える必要があります。

このため、危険を未然に防止することが必要と認められる区域及び期間について、小型無人機等の飛行を禁止する条例を制定します。

2 条例の概要

(1) 禁止する区域

条例により飛行を禁止する区域(以下、「禁止区域」という。)は、博覧会の円滑な準備及び運営を確保するため、博覧会会場をはじめ知事が告示により指定した区域です。

(2) 禁止する期間

条例により飛行を禁止する期間は、GREEN×EXPO の会期を含む期間であって、博覧会の円滑な準備及び運営を確保するため、知事が告示により指定した期間です。

(3) 禁止内容

知事が指定した期間は、禁止区域における小型無人機等の飛行を禁止します。

対象となる小型無人機等は、ドローン、ラジコン飛行機、気球、ハンググライダーなどです。

※ 条例で対象となる小型無人機等は、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」(平成 28 年法律第 9 号)における対象と同様です。

(4) 禁止が適用されない場合

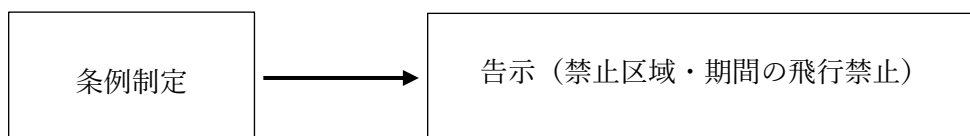
条例による飛行禁止は、GREEN×EXPO の主催者である(公社)2027 年国際園芸博覧会協会又はその同意を得た者が、あらかじめ管轄警察署長(公安委員会)へ通報(※)した上で飛行する場合などには適用されません。これは、GREEN×EXPO の

運営や報道、施設管理など、必要な飛行を可能とするためのものです。

※通報とは…小型無人機等の飛行を行う旨を管轄警察署長へ届け出る行為です。

(5) 禁止区域及び期間の指定方法

禁止区域及び期間は、告示により指定します。



(6) 円滑な準備及び運営の確保のための措置

警察官は、禁止区域の上空において、条例に違反して小型無人機等の飛行が行われた場合には、飛行を中止することや区域外へ退去することなど、必要な措置をとることを命ずることができます。

また、命令を受けた者がその措置をとらない場合や、現場にいないため命令することができない場合などには、警察官は、やむを得ないと認められる限度において、小型無人機等の飛行を妨害することなど、必要な措置をとることができます。

(7) 罰則

条例に違反して禁止区域において小型無人機等の飛行を行った者及び警察官の命令に違反した者には、拘禁刑又は罰金が科されます。

3 施行日

令和9年2月（予定）

～GREEN×EXPO 2027 について～

名 称 2027年国際園芸博覧会

(International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)

開催場所 旧上瀬谷通信施設

(神奈川県横浜市瀬谷区、旭区)

開催期間 2027年3月19日（金）

～ 2027年9月26日（日）



© GREEN×EXPO協会提供